債権者集会招集

平成２２年（フ）第９６号
　徳島市沖浜１丁目12番地、旧住所徳島市川内町平石若宮113番地―201号
　破産者　小山　　聡
１　期日　平成23年４月18日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
　平成23年２月22日　　徳島地方裁判所民事部

書面による計算報告

　次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第３４号
　石川県羽咋郡志賀町高浜町マの23番地31
　破産者　小松　正義
異議申述期間　平成23年４月５日まで
　平成23年２月22日　金沢地方裁判所七尾支部

平成２０年（フ）第５８号
　秋田県雄勝郡羽後町杉宮字上野６番地５
　破産者　佐藤　盛一
異議申述期間　平成23年４月13日まで
　平成23年２月23日　秋田地方裁判所横手支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１５８７号
　広島市東区中山鏡が丘９番26号
　破産者　西東　修一
免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
　平成23年２月23日
　　広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第９号
　東京都港区新橋６丁目22番６号ＪＯＹＯビル５Ｆ
　清算株式会社　株式会社コルセア
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
　　前橋地方裁判所高崎支部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第８号
　群馬県高崎市末広町136番地１
　清算株式会社　株式会社日本総合ピーアール
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権額の総額につき、その債務を免除する。
　２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
　　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（ヒ）第１０号
　群馬県高崎市矢島町160番地４
　清算株式会社　群馬食品株式会社
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　次の協定を認可する。
　協定
　１　各協定債権者は、清算株式会社に対し、各協定債権額の総額につき、その債務を免除する。
　２　前項の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
　　前橋地方裁判所高崎支部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
　群馬県安中市板鼻415番地１
　再生債務者　株式会社友起製作所
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月28日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年５月２日から平成23年５月16日まで
　　前橋地方裁判所高崎支部

決議に付する決定

平成２２年（再）第１１号
　北海道石狩郡当別町対雁22番地３
　再生債務者　北成自動車株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成23年１月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　再生計画案に対する回答期間　平成23年３月22日まで
　平成23年２月21日
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第２号
　北海道旭川市工業団地５条３丁目５番17号
　再生債務者　株式会社ヒロシ工業
１　決議に付する計画案　平成23年２月15日付け再生債務者提出の再生計画案
２　書面投票期間　平成23年３月22日まで
　平成23年２月21日　　旭川地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第２号
　神戸市中央区波止場町５番４号
　再生債務者　株式会社Ｋｉｓｓ－ＦＭ　ＫＯＢＥ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
　平成23年２月21日
　　神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第３号
　札幌市手稲区新発寒５条２丁目10番23号
　再生債務者　株式会社カセイフーズ
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定の確定
　平成23年２月21日
　　札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第２０９号
　埼玉県ふじみ野市上福岡６丁目７番４号
　再生債務者　森　　直久
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月10日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月24日から平成23年３月31日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第１６号
　埼玉県日高市大字高萩2305番地２　セザール武蔵高萩301号
　再生債務者　加藤　茂明
１　決定年月日時　平成23年２月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月10日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月24日から平成23年３月31日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第５号
　埼玉県所沢市小手指町２丁目９番地の28　コスモス小手指203
　再生債務者　松永　伸彦
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月28日から平成23年４月４日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第８号
　埼玉県坂戸市大字多和目393番地７
　再生債務者　谷　日出夫
１　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年３月14日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月28日から平成23年４月４日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部